

○参考 共済弔慰金、共済見舞金

■1 等級 死亡した場合	1,000,000 円
■2 等級 自動車損害賠償保障法施行令別表第 1 級から第 3 級各号の障害	500,000 円
■3 等級 90 日以上の治療を要する場合	70,000 円
■4 等級 60 日以上 90 日未満の治療を要する場合	50,000 円
■5 等級 30 日以上 60 日未満の治療を要する場合	40,000 円
■6 等級 30 日未満の治療を要する場合	30,000 円
■特例見舞金（交通事故証明書を取得できない場合）	10,000 円